

はだの 農業委員会だより

第141号
令和3年7月発行

編集・発行
秦野市農業委員会
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
TEL 0463-82-9654
E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp



写真は青パパイアの苗です。青パパイアは果実として食す黄色いパパイアと違い、熟す前の青い果実を野菜用として収穫します。

シカやイノシシなどの被害にあいにくく、病害虫にも強いことから、荒廃農地対策や鳥獣被害低減作物としても期待されています。

本市でも特産化を目指して、はだの都市農業支援センターを中心に試験栽培や栽培講習会を行っています。

おもな内容

- | | | | |
|-----------------------|-----|------------|---|
| ■ 農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介 | 2・3 | ■ 農家の声 | 6 |
| ■ 利用状況調査ほか | 4 | ■ 相談コーナーほか | 7 |
| ■ 令和3年度秦野市農業関係施策 | 5 | ■ カメラスケッチ | 8 |

新農業委員・農地利用 最適化推進委員決まる!

農業委員12名が市議会の同意を得て、6月18日に市長より任命されました。

また、6月21日に改選後初の総会が行われ、会長に宮村俊男委員、会長職務代理者に富田新一委員が就任しました。

次いで農地利用最適化推進委員12名の委嘱が宮村会長より行われ、総勢24名の委員が決まりました。

任期は令和6年6月20日までです。皆さんよろしくお願いいたします。

農地利用最適化推進委員とは

農業委員会の機能が委員会としての決定行為と各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、主に合議体として意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進のため、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから「農地利用最適化推進委員」を委嘱することとされています。

推進委員は担当地区において①人・農地プランなど、地域農業者等の話し合いを推進②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進③遊休農地の発生防止・解消を推進といった現場活動を行います。

会長就任のあいさつ



このたび、今回の農業委員の改選に伴い、新たに任命された農業委員の皆様のご推挙を頂き、会長という要職を拝命いたしました。

平成28年4月1日に改正された農業委員会法により農業委員会の体制が抜本的に見直された後、それまでの公選制から市議会の同意を得て市長が任命する制度に代わって以来、2度目の改選となり、前回に引き続き2度目の会長就任となります。

令和3年6月21日からの3年間に任期とし、市長が任命した農業委員12名に、会長が委嘱した農地利用最適化推進委員12名を加え、総勢24名による新しい体制のスタートです。

農業委員会は、農地法のほか農地関連の法律に基づく業務を担っています。近年、農業者の高齢

秦野市農業委員会

会長 宮村 俊男

化やリタイア、後継者不足などに起因し、農業者の減少が大きな社会問題になっていることから、担い手への農地等の利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進など、農地等の利用の最適化を推進していく事が最重要の取り組みとなっています。

鳥獣被害の発生拡大をはじめ天候不順や自然災害の甚大化など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増す一方ではありますが、県や市など関係機関との連携を強化し、地域の課題に密着した農業委員会活動に尽力していきたいと思っております。

最後に、これまでの知見や経験を活かし、地域農業者の皆様の要望や期待に応えられるよう努めてまいりますので、皆様方には、引き続き農業委員会への更なるご支援、ご協力をお願いするとともに、より一層のご指導をよろしくお願いたします。

農業委員



富田 新一



諸星 茂



横尾 稔



大津 俊彦



向原 洋子



村上 幸雄



桐山 清



近藤 信一



芦川 伸一



田中 和幸



須藤 政一

農地利用最適化推進委員



相原 功
北地区担当



高橋 信男
東地区担当



坂上絵里子
西地区担当



三武 誠司
本町地区担当



伊奈 肇
大根地区担当



堀川 昭夫
東地区担当



飯山 健二
北地区担当



井上 政一
上地区担当



大森 哲治
西地区担当



小宮 安禮
上地区担当



高橋 壽
南地区担当



相原 次久
東地区担当

農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・60歳未満の方
- ・国民年金1号被保険者であること

また、確定拠出型の年金で、次の長所があります。

- ・年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
 - ・保険料は全額控除対象。
 - ・保険料の国庫補助
- (一定の要件が必要)

※お問い合わせ

農業委員会事務局

☎82-9654

はだの都市農業

支援センター

☎81-7800

農業後継者確保対策事業

農業後継予定者で市内在住者(研修期間中の住所を除く。)に対し、研修機関等において行った前年度の研修費に対し補助します。

令和4年度に事業の活用を希望される方は9月末までに市農業振興課農業振興担当へご相談ください。

1 対象者

農業後継予定者で市内在住者(研修期間中の住所を除く。)とし、年齢が18歳以上40歳未満の者

2 補助対象経費

研修機関等において行った前年度の研修経費(食事は除く)

3 補助率

1/3以内

農業振興課農業振興担当

☎82-9626



利用状況・意向調査を実施

“農地の管理状況を確認しよう”

農業委員会では、遊休農地の把握や発生の防止・解消を目的とする農地の利用状況調査を夏から秋にかけて実施します。この調査は農地法に規定されているもので、毎年実施しています。また、この調査で見つかった遊休農地の所有者に対しては、冬に利用意向調査を実施します。これも農地法に規定されているもので、遊休農地の今後の利用について、貸付希望や耕作予定などを文書でお尋ねします。

なお、利用状況調査の実施に当たり、農業委員・推進委員や事務局職員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解ください。

併せて、この機会に、農地の管理状況が適正かどうかを確認してください。遊休農地が発生すると、その農地だけでなく、周辺農地や近隣住民の生活環境の悪化につながるおそれがあります。

別段面積(下限面積)は 40アール

農業委員会は、毎年農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)を審議することとなっています。

別段面積(下限面積)とは、農地法第3条の規定による農地の権利移動(所有権の移転、賃借権・使用貸借による権利の設定等)をする場合、受け手の耕作面積が、農地の権利移動後に最低限なければならない面積のことです。

今年度の別段の面積(下限面積)は、4月26日開催の第4回総会において審議され、40アールと決定しました。

令和3年度秦野市農業関係施策

多様な担い手がつなく、

「農の恵みがあふれる都市」の実現を目指して

本市では、農業施策の指針となる「秦野市都市農業振興計画」を策定しています（計画期間：令和3年度～令和7年度）。計画に掲げる4つの基本目標（Ⅰ農業経営の安定化と担い手の育成・確保、Ⅱ農地の保全と農地の持つ多面的機能の活用、Ⅲ安全な農産物の生産・消費による地産地消の推進、Ⅳ農業に対する理解の促進と交流の活性化）を柱に、農業者、市民、関係団体及び行政が一体となり、多様な担い手がつなく、農の恵みがあふれるまちづくりを推進します。

お問い合わせ

- ・①②は、市農業振興課農業振興担当
- ・③④⑤⑥⑦は、はだの都市農業支援センター

① 農業経営基盤強化の促進

本市の中核的な農業者である認定農業者等で組織する「秦野市認定農業者協議会」が実施する経営規模拡大・農地集積に向けた資本整備への取り組みに対して補助し、認定農業者の経営の安定化並びに育成を図っていきます。

② 「農の担い手の育成」

50歳未満の新規就農者に対する農業次世代人材投資資金の交付や、はだの市民農業塾を通じた新たな担い手の育成・確保事業の実施及び農業団体が実施する農業後継者の育成事業、市民の農業理解の促進に向けた事業に対する支援を行います。

③ 地産地消の推進

市民の秦野産農産物に対する愛着や信頼性を高めるため、秦野産農産物の積極的なPRや農業者と市民との交流を図るとともに、市民と流通関係者と一体となった産地ブランドの構築による「秦野版地産地消」の推進を図っていきます。

④ 農産物ブランド化の推進

優良農産物の登録認証を行い、農場農産物を消費者に分かりやすく紹介するとともに、生産者の生産意欲の向上と消費拡大に努めます。

⑤ 農地の多面的機能を支える共同活動を支援

農業・農村が有する多面的機能（水源かん養、景観形成等）の維持を図るため、農業者等が共同で取り組む農地維持活動（草刈り、泥上げ等）、地域資源（農地、水路、農道等）を適切に保管理するための共同活動及び農業用施設（水路工事等）について支援を行

います。

⑥ 落花生の生産支援

落花生の品質と収量の増大のための生産資材等の導入に要する経費を助成します（農協へ出荷している方は、農協がとりまとめ）。

⑦ 鳥獣対策

秦野市鳥獣被害対策重点取組地域（令和2年度は3地区）において、ドローンを活用して作成した地図を元に、集落環境調査等の共有や防護柵やわなの設置、藪払いの実施等について検討し、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進を図っていきます。

秦野市では、荒廃農地に対して補助金を出しています。利用予定の方は必ず事前の相談をお願いします。

◎ 農地流動化整備事業

荒廃農地を生産性の高い農地として整備するため、3年以上の利用権の設定が必要です。

※10アール当り（初年度のみ）最大6万円

◎ 荒廃農地解消対策事業

農地の適正な保全と有効利用をはかり、将来的には利用権を設定します。

※10アール当り（初年度のみ）最大3万円

※実施年度の翌年から3年間維持管理をしていただきます。

※申請者が多い場合には、予算の範囲で按分となります。

詳しくは、はだの都市農業支援センターまで、お問い合わせください。

☎ 81-7800

令和3年度 秦野市農業関係予算

農業振興費	57,914 千円
園芸畜産業費	14,095 千円
農地費	43,553 千円

農家の声



みんなに感謝

小澤 みえ(南矢名)



た。その義母も94歳で他界しました。

そんな影響もあり、私も義母にみようみまねで加工品を作るようになり、おかげで私も優秀賞をいただきました。

梅の収穫は主人と私で、保育園の休みの日は、孫を見ながら「じいじ梅ここにもあるよ」と言われ楽しく収穫作業をしています。

私が退職して早10数年、とつぎ先が農家だったため、義母の手伝いを自然とするようになりました。

義母はとても几帳面な人で、梅干し、しそ、生姜など加工品を作るのがとても上手で、おいしかったです。その梅干しなどを私の友人や近所の人達におすそわけして、みんなからおいしい、おいしいと言われて、とても感謝されてきました。

今はコロナ禍で中止されていますが、農協で行われている農産物品評会へ出品して、優秀賞を何度もいただきました。

梅干しにもいろいろ作業工程がありますが、塩加減、天日干する時期、期間など天候にも左右され毎年納得いくものできません。

何の作業をやっても奥の深さに驚かされます。そんな中、友人から福島県に住む被災地の方に梅干しを送ってほしいとの手紙をいただき、今では毎年数十キロの梅干しを送って、お礼の電話をいただく中で、被災地の現状などを伺い、お互い親睦を深めています。

また、子供の力を借り梅干

しのインターネット販売も試みています。時代の流れはすごいものです。今までのように市場や直売所だけでなく、消費者は日本中にいます。

良い物を作れば需要はあります。気に入っていただければリピーターは増えます。みんなに感謝です。

なないろ日和

加賀 将志(横野)



就農して5年が過ぎて6年目を迎えております。はだの市民農業塾を2年通った後なので農業の世界に飛び込んで足掛け8年になりました。

非農家からの就農だったのですが、やや大きい家庭菜園を父と母がやっていた、農家になるのも面白いかなあと漠然と思っていました。その自分がまさか5年間、半人前ではありますが農家として生活できていることに感慨にふけることがあります。

例えば土寄せの意味がわからず、セルトレイで種を育てる事に驚き、道具は使い方が全く分からない。塾生の同期の方々から苦笑いを通り越して失笑された日々では想像もできない現在です。

就農したとき、目標を持つのはやめよう。こうなりたいとか理想を持つのはやめよう。あくまでも仕事として向き合っていこうと、自分に約束したことがあります。意識を高く持つて良いものを、立派なものと考えてもその時の自分にはそれが枷になって前に進むことがきつとできないだろう。まずチャレンジしてトライして教えを乞うて、1つ1つできることわかることを増やしていこう、そして忘

れずに必ず糧にしよう。そんな思いで6年目を迎えて、周りから品質の面を言われることが増えてきました。今まで言われたことなかったのにと戸惑いに面食いましたが、きつと今までとは違う期待をされているんだと。そろそろただ作るだけではなく、高品質なものを作る段階と考えるようになりました。ただ正直何か手を付けているのかまだわからない状態です。

最近教材がわりに見ている農業系の YouTuber の方が「自分が農業をやっている間に農機、作物、薬、病害などでわからないことはないようにしている」「わからないならわかる努力をする」その言葉が妙に琴線に触れて、かっこいいなと素直に思いました。わからないことがわかるようになって、周りの期待に応えられるようになって、また次の段階が見えて…と、おそらく自分はいくつという農業人生を歩んでいくと思います。

相談コーナー

―農地の一時転用について―

Q

農地を一時的に駐車場として利用したいのですが、一時的な転用であつてもなにか手続きは必要ですか。



Q

農地から農地への移動に軽トラク1台分でも置けるスペースがあれば便利なのですが、なにか良い方法はないでしょうか。

A

「耕作の事業を行う者が2アール未満の農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農施用施設に供する場合」であれば、農地転用の許可不要となる可能性があります。(農業委員会への届出は必要)

A

農地を駐車場などに転用する場合、一時的であつても農地転用の許可(市街化調整区域)または届出(市街化区域)が必要です。

手続きを怠ると、工事施工者や土地所有者の責任が問われ、農地法による罰則や、納税猶予の打ち切り、農地転用許可などが受けられなくなる場合があります。



◆お問合せ◆

★はだの都市農業

支援センター

☎8117800

★農業委員会事務局

☎8219654

支援センター通信

荒廃農地解消活動

荒廃農地解消ボランティアの会と協働して荒廃農地解消事業を実施しています。

今年度は北地区での荒廃農地解消活動を予定しています。

荒廃農地解消ボランティアの会には現在52名登録されており、参加は随時受け付けています。興味のある方は、はだの都市農業支援センター(☎8117800)まで。



北地区での荒廃農地解消活動

農業委員会活動報告

(令和3年3月〜令和3年6月)

●総会

3月25日、4月26日、
5月25日、6月18日
6月21日

(主な審議案件と件数は左表のとおり)

●運営委員会

3月15日、4月16日
5月14日、6月9日

審議案件	件数	面積(m)
耕作目的の売買・貸借 (3条許可)	6	17,406
市街化調整区域の転用 (4・5条許可)	2	1,103
市街化区域内の転用 (4・5条届出)	69	39,601
利用権の設定	48	87,737
相続税納税猶予	2	9,691



カメラスクetch

青パイヤ現地巡回検討会!



▲▼現地巡回検討会の様子

7月6日(火)に、第1回青パイヤ現地巡回検討会が開催されました。巡回は市内10カ所の圃場で行われ、10名の生産者と、はだの都市農業支援センター、普及センターが参加し、栽培管理についての指導等を行いました。本市およびJAでは、地域の振興作物として青パイヤの産地化を目指しています。9月～11月の収穫に向け、8月17日(火)には第2回現地巡回検討会の開催を予定しております。お問い合わせは、はだの都市農業支援センターまで

☎ 81・7800

▼配布前の青パイヤ苗



事務局人事

(令和3年4月1日)

★お世話になりました

近松 将和 (環境省へ出向)

★よろしくお願ひします

川崎 倫明 (契約検査課から)

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

●毎週金曜日(月4回)発行

●購読料月額 700円

●お申し込みは、農業委員・推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎ 8219654